

## 別記第3号

### 役務請負契約基準

この基準は、役務に関する請負契約の一般的約定事項を定めるものである。

#### (総則)

- 第1 発注者及び受注者は、契約書及びこの契約基準に基づき、仕様書に従い、日本国の法令を遵守し、この契約（契約書及びこの契約基準並びに仕様書を内容とする役務の請負契約をいう。以下同じ。）を履行しなければならない。
- 2 受注者は、契約書記載の役務を契約書記載の履行期間に応じて履行するものとし、発注者は、その請負代金を支払うものとする。
- 3 役務の実施方法等役務を履行するために必要な一切の手段については、契約書及びこの契約基準並びに仕様書に特別の定めがある場合を除き、受注者がその責任において定める。
- 4 受注者は、この契約の履行に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。
- 5 契約書及びこの契約基準に定める催告、請求、通知、報告、申出、承諾及び解除は、書面により行わなければならない。
- 6 この契約の履行に関して発注者と受注者との間で用いる言語は、日本語とする。
- 7 契約書及びこの契約基準に定める金銭の支払に用いる通貨は、日本円とする。
- 8 この契約の履行に関して発注者と受注者との間で用いる計量単位は、仕様書に特別の定めがある場合を除き、計量法（平成4年法律第51号）に定めるものとする。
- 9 契約書及びこの契約基準並びに仕様書における期間の定めについては、民法（明治29年法律第89号）及び商法（明治32年法律第48号）の定めるところによるものとする。
- 10 この契約は、日本国の法令に準拠するものとする。
- 11 この契約に係る訴訟については、日本国の裁判所をもって合意による専属的管轄裁判所において行うものとする。

#### (役務の履行の調整)

- 第2 発注者は、受注者の履行する役務及び発注者の発注に係る第三者の履行する役務が履行上密接に関連する場合において、必要があるときは、その履行につき、調整を行うものとする。この場合においては、受注者は、発注者の調整に従い、当該第三者の行う役務の円滑な履行に協力しなければならない。

#### (請負代金額内訳明細書等の提出)

- 第3 受注者は、発注者が仕様書で定めている場合は、契約締結後15日以内に、請負代金額内訳明細書及び業務等実施計画表（以下「内訳書及び計画表」という。）を作成し、発注者に提出しなければならない。
- 2 内訳書及び計画表は、発注者及び受注者を拘束するものではない。

(権利義務の譲渡等)

第4 受注者は、この契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、あらかじめ、発注者の承諾を得た場合は、この限りでない。

2 受注者が前払金の使用や部分払等によってもなおこの契約の履行に必要な資金が不足することを疎明したときは、発注者は、特段の理由がある場合を除き、受注者の請負代金債権の譲渡について、前項ただし書の承諾をしなければならない。

3 受注者は、前項の規定により、第1項ただし書の承諾を受けた場合は、請負代金債権の譲渡により得た資金をこの契約の履行以外に使用してはならず、またその用途を疎明する書類を発注者に提出しなければならない。

(委任又は下請負の禁止)

第5 受注者は、役務の全部又は一部を第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。ただし、あらかじめ、発注者の承諾を得た場合は、この限りでない。

(下請負人の通知)

第6 発注者は、受注者に対して、下請負人の商号又は名称その他必要な事項の通知を請求することができる。

(特許権等の使用)

第7 受注者は、特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本国の法令に基づき保護される第三者の権利（以下「特許権等」という。）の対象となっている方法等を、役務の履行のために使用するとき、その使用に関する一切の責任を負わなければならない。ただし、発注者がその方法等を指定した場合において、仕様書に特許権等の対象である旨の明示がなく、かつ、受注者がその存在を知らなかったときは、発注者は、受注者がその使用に関して要した費用を負担しなければならない。

(監督職員)

第8 発注者は、必要がある場合は、監督職員を置き、契約の履行について監督させることができる。

2 発注者は、前項の監督職員を置いたときは、その氏名を受注者に通知しなければならない。監督職員を変更したときも同様とする。

3 監督職員は、この契約基準に定めるもの及びこの契約基準に基づく発注者の権限とされる事項のうち発注者が必要と認めて監督職員に委任したもののほか、仕様書に定めるところにより、仕様書に基づく工程の管理、立会い又は役務の履行状況の検査の権限を有する。

4 発注者は、監督職員に契約書及びこの契約基準に基づく発注者の権限の一部を委任したときにあっては、当該委任した権限の内容を、受注者に通知しなければならない。

5 発注者が監督職員を置いたときは、契約書及びこの契約基準に定める催告、請求、通知、報告、申出、承諾及び解除については、仕様書に定めるものを除き、監督職員を経由して行うものとする。この場合においては、監督職員に到達した日をもって発注者に到達した

ものとみなす。

- 6 発注者が監督職員を置かないときは、契約書及びこの契約基準に定める監督職員の権限は、発注者に帰属する。

(履行報告)

- 第9 受注者は、仕様書に定めるところにより、この契約の履行について発注者に報告しなければならない。

(役務の履行上必要な資機材等)

- 第10 受注者は、役務の履行上必要な資機材、消耗品等については、全て自己の責任と負担で準備しなければならない。ただし、仕様書に定めるところにより、発注者から受注者に支給又は貸与する物品がある場合は、この限りでない。

(仕様書に不適合の場合の改善義務)

- 第11 受注者は、役務の履行が仕様書に適合していない場合において、発注者がその改善を請求したときは、当該請求に従わなければならない。この場合において、当該不適合が発注者の責めに帰すべき事由によるときは、発注者は、必要があると認められるときは、履行期間若しくは請負代金額を変更し、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

(仕様書の変更)

- 第12 発注者は、必要があると認めるときは、仕様書の変更内容を受注者に通知して、仕様書を変更することができる。この場合において、発注者は、必要があると認められるときは履行期間若しくは請負代金額を変更し、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

- 2 前項の場合において、履行期間若しくは請負代金額を変更する場合、又は必要な費用を負担する場合は、発注者と受注者とが協議して定める。

(役務の中止)

- 第13 発注者は、必要があると認めるときは、役務の中止内容を受注者に通知して、役務の全部又は一部の履行を一時中止させることができる。

- 2 発注者は、前項の規定により役務の履行を一時中止させた場合において、必要があると認められるときは、履行期間若しくは請負代金額を変更し、又は受注者が役務の履行の一時中止に伴う増加費用を必要とし若しくは受注者に損害を及ぼしたときは、必要な費用を負担しなければならない。

(著しく短い履行期限の禁止)

- 第14 発注者は、履行期限の延長又は短縮を行うときは、この役務に従事する者の労働時間その他の労働条件が適正に確保されるよう、やむを得ない事由により役務の履行が困難であると見込まれる日数等を考慮しなければならない。

(受注者の請求による履行期限の延長)

- 第15 受注者は、天候の不良、第2の規定に基づく関連役務の履行の調整への協力その他

受注者の責めに帰すことができない事由により履行期限までに役務の履行を完了することができないときは、その理由を明示した書面により、発注者に履行期限の延長変更を請求することができる。

（個人情報の取扱い）

- 第16 受注者は、発注者から預託された個人情報（生存する個人に関する情報であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等（文書、図画若しくは電磁的記録（電磁的方式（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式をいう。）で作られる記録をいう。）に記載され、若しくは記録され、又は音声、動作その他の方法を用いて表された一切の事項をいう。）により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）をいう。以下同じ。）について、善良なる管理者の注意をもって取り扱う義務を負うものとする。
- 2 受注者は、次の各号に掲げる行為をしてはならない。ただし、事前に発注者の承認を得た場合は、この限りでない。
- 一 個人情報（発注者が預託し、又は役務の履行に関して受注者が収集若しくは作成した個人情報をいう。以下同じ。）を第三者（第5ただし書きの規定により委任され、又は請け負わせた者を含む。）に提供し、又はその内容を知らせること。
  - 二 個人情報について、役務の履行の目的の範囲を超えて利用、複写、複製、又は改変すること。
- 3 受注者は、個人情報の漏洩、滅失、毀損の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。
- 4 発注者は、必要があると認めるときは、所属の職員に、受注者の事務所、事業場等において、個人情報の管理が適切に行われているか等について調査をさせ、受注者に対し必要な指示をすることができる。受注者は、発注者からその調査及び指示を受けた場合には、発注者に協力するとともにその指示に従わなければならない。
- 5 受注者は、個人情報を、役務の履行完了後又は解除後速やかに発注者に返還するものとする。ただし、発注者が別に指示したときは、その指示によるものとする。
- 6 受注者は、個人情報について漏洩、滅失、毀損、その他本条に係る違反等が発生し、又はその発生のおそれを認識した場合には、発注者に速やかに報告し、その指示に従わなければならない。
- 7 第1項及び第2項の規定については、役務の履行を完了し、又は解除した後であっても、なおその効力を有するものとする。
- 8 受注者は、役務の履行上、個人情報の取り扱いの全部又は一部を第三者に委託する場合（委託先の第三者が受注者の子会社（会社法（平成17年法律第86号）第2条第1項第3号に規定する子会社をいう。）である場合も含む。以下同じ。）には、事前に発注者の許諾を得るものとする。

9 受注者は、前項に規定する委託をする場合、その委託先の第三者に対して、本条に定める安全管理措置その他この契約に定める個人情報の取り扱いに関する受注者の義務と同等の義務を課すとともに、必要かつ適切な監督を行わなければならない。

なお、当該第三者がさらに別の第三者に、第8項に規定する委託をする場合以降も同様とする。

(一般的損害)

第17 役務の履行の完了前に、役務の履行に関して生じた損害については、受注者がその費用を負担する。ただし、その損害（火災保険等によりてん補された部分は除く。）のうち発注者の責めに帰すべき事由により生じたものについては、発注者が負担する。

(検査)

第18 受注者は、役務の履行が完了したときは、その旨を発注者に通知しなければならない。ただし、継続的に履行される役務であって、発注者が、日々又は一定期間あるいは一定時期の役務の履行に関する報告書（以下「報告書」という。）を受注者が提出することを仕様書に定め、その報告書をもって当該役務の履行が完了した旨の通知とみなすことを仕様書に定めた場合は、その報告書の提出をもって通知されたものとする。

2 発注者は、前項の規定による通知を受けたときは、通知を受けた日から14日以内に当該役務の履行の完了を確認するための検査を完了しなければならない。ただし、発注者又は受注者が必要と認めるときは、当該検査に受注者が立ち会うものとする。

3 第1項の通知が履行期間内に提出され、履行期間後に前項の検査に合格した場合、役務の履行は、当該通知に記載された完了の日をもって完了したものとする。

4 第1項の通知について、役務の履行が履行期間内に完了若しくは履行期間内の役務が完了した旨の通知が履行期間後14日以内に提出され、第2項の検査に合格した場合、役務の履行は、当該通知に記載された完了の日をもって完了したものとする。ただし、第1項ただし書きの場合にあっては、履行期間の末日をもって履行が完了したものとする。

5 受注者は、第2項の検査に合格しないときは、発注者の指示により、直ちに仕様書に定める役務を改めて履行し、発注者による検査を受けなければならない。この場合においては、改善が完了し、検査に合格した日をもって役務の履行が完了したものとする。

(請負代金の支払)

第19 受注者は、第18第2項又は第5項の検査に合格したときは、請求書により請負代金の支払を請求することができる。

2 発注者は、前項の規定による請求があったときは、請求を受けた日から60日以内に請負代金を支払わなければならない。

3 発注者がその責めに帰すべき事由により第18第2項の期間内に検査をしないときは、その期限を経過した日から検査をした日までの期間の日数は、前項の期間（以下「約定期間」という。）の日数から差し引くものとする。この場合において、その遅延日数が約定期間の日数を超えるときは、約定期間は、遅延日数が約定期間の日数を超えた日において

満了したものとみなす。

(部分払)

第20 受注者は、役務の履行の完了前に、役務の履行済部分に相应する請負代金相当額の全額について、次項以下に定めるところにより部分払を請求することができる。

2 受注者は、部分払を請求しようとするときは、あらかじめ、当該請求に係る役務の履行済部分の確認を発注者に請求しなければならない。

3 発注者は、前項の場合において、当該請求を受けた日から14日以内に、同項の確認をするための検査を行い、当該確認の結果を受注者に通知しなければならない。

4 受注者は、前項の規定による確認があったときは、請負代金部分払請求書により部分払を請求することができる。この場合において、発注者は、当該請求を受けた日の翌月末までに部分払金を支払わなければならない。

5 部分払金の額は、第3項に規定する検査において確認した役務の履行済部分に相应する請負代金相当額の全額とする。

6 第4項の規定により部分払金の支払があった後、再度部分払の請求をする場合においては、第1項及び前項中「請負代金相当額」とあるのは「請負代金相当額から既に部分払対象となった請負代金相当額を控除した額」とするものとする。

(月払い等の特約)

第21 役務が年間等一定期間継続する契約で、1か月あるいは数月の業務単位で請負代金を支払う場合においては、その単位最終日を履行期限とみなし、この基準を適用する。

(契約不適合責任)

第22 発注者は、役務の履行内容が契約の内容に適合しないもの（以下「契約不適合」という。）であるときは、受注者に対し、履行の追完を請求することができる。

2 前項の場合において、受注者は、発注者に不相当な負担を課するものでないときは、発注者が請求した方法と異なる方法による履行の追完をすることができる。

3 第1項の場合において、発注者が相当の期間を定めて履行の追完の催告をし、その期間内に履行の追完がないときは、発注者は、その不適合の程度に応じて代金の減額を請求することができる。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、催告をすることなく、直ちに代金の減額を請求することができる。

一 履行の追完が不能であるとき。

二 受注者が履行の追完を拒絶する意思を明確に表示したとき。

三 役務の性質又は当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行しなければ契約をした目的を達することができない場合において、受注者が履行の追完をしないでその時期を経過したとき。

四 前3号に掲げる場合のほか、発注者がこの項の規定による催告をしても履行の追完を受ける見込みがないことが明らかであるとき。

(契約保証金)

第23 受注者は、契約保証金を納入した契約において、請負代金額の増額の変更をした場合は、増加後における総請負代金額に対する所要の契約保証金額と既納の契約保証金額との差額に相当するものを追加契約保証金として、発注者の指示に従い、直ちに納入しなければならない。

2 受注者が契約事項を履行しなかった場合において、契約保証金を納入しているときは、当該契約保証金は、発注者に帰属するものとする。

(発注者の催告による解除権)

第24 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときはこの契約を解除することができる。ただし、その期間を経過した時における債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。

一 第4第3項に規定する書類を提出せず、又は虚偽の記載をしてこれを提出したとき。  
二 正当な理由なく、履行に着手すべき期日を過ぎても履行に着手しないとき。  
三 履行期限内又は履行期限経過後相当の期間内に履行を完了する見込みがないと認められるとき。

四 正当な理由なく、第22第1項の履行の追完がなされないとき。

五 前各号に掲げる場合のほか、この契約に違反したとき。

(発注者の催告によらない解除権)

第25 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解除することができる。

一 第4第1項の規定に違反して請負代金債権を譲渡したとき。

二 第4第3項の規定に違反して譲渡により得た資金をこの契約の履行以外に使用したとき。

三 この契約を履行することができないことが明らかであるとき。

四 役務の履行内容に契約不適合がある場合において、その不適合が原状に復した上で再び履行しなければ、契約の目的を達成することができないものであるとき。

五 受注者がこの契約の債務の履行を拒絶する意思を明確に表示したとき。

六 受注者の債務の一部の履行が不能である場合又は受注者がその債務の一部の履行を拒絶する意思を明確に表示した場合において、残存する部分のみでは契約をした目的を達することができないとき。

七 契約の性質や当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行しなければ契約をした目的を達することができない場合において、受注者が履行をしないでその時期を経過したとき。

八 前各号に掲げる場合のほか、受注者がその債務の履行をせず、発注者が前条の催告をしても契約をした目的を達するのに足りる履行がされる見込みがないことが明らかで

あるとき。

九 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第７７号）第２条第２号に規定する暴力団をいう。以下この条において同じ。）又は暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第２条第６号に規定する暴力団員をいう。以下第この条において同じ。）が経営に実質的に関与していると認められる者に請負代金債権を譲渡したとき。

十 第２８又は第２９の規定によらないでこの契約の解除を申し出たとき。

十一 受注者が次のいずれかに該当するとき。

イ 役員等（受注者が個人である場合にはその者を、受注者が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは常時役務請負契約を締結する事務所の代表者をいう。以下この号において同じ。）が暴力団員であると認められるとき。

ロ 暴力団又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。

ハ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。

ニ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。

ホ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

ヘ 下請契約その他の契約に当たり、その相手方がイからホまでのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。

ト 受注者が、イからホまでのいずれかに該当する者を下請契約その他の契約の相手方としていた場合（ヘに該当する場合を除く。）に、発注者が受注者に対して当該契約の解除を求め、受注者がこれに従わなかったとき。

（発注者の任意解除権）

第２６ 発注者は、履行が完了するまでの間は、第２４又は第２５の規定によるほか、必要があるときは、この契約を解除することができる。

（発注者の責めに帰すべき事由による場合の解除の制限）

第２７ 第２４各号又は第２５各号に定める場合が発注者の責めに帰すべき事由によるものであるときは、発注者は、第２４及び第２５の規定による契約の解除をすることができない。

（受注者の催告による解除権）

第２８ 受注者は、発注者がこの契約に違反したときは、相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときは、この契約を解除することができる。ただし、その期間を経過した時における債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。



(受注者の催告によらない解除権)

第29 受注者は、天災その他避けることの出来ない理由により、履行を完了することが不可能又は著しく困難となったときは、この契約を解除することができる。

(受注者の責めに帰すべき事由による場合の解除の制限)

第30 第28又は第29各号に定める場合が受注者の責めに帰すべき事由によるものであるときは、受注者は、第28又は第29各号の規定による契約の解除をすることができない。

(解除に伴う措置)

第31 発注者は、この契約が履行の完了前に解除された場合においては、役務の履行済部分を検査の上、当該検査に合格した役務の履行済部分に相応する請負代金を受注者に支払わなければならない。

2 履行の完了後にこの契約が解除された場合は、解除に伴い生じる事項の処理については発注者及び受注者が民法の規定に従って協議して定める。

(発注者の損害賠償請求等)

第32 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、これによって生じた損害の賠償を請求することができる。

- 一 履行期限内に履行を完了することができないとき。
- 二 この役務の履行内容に契約不適合があるとき。
- 三 第24又は第25の規定により、履行の完了後にこの契約が解除されたとき。
- 四 前3号に掲げる場合のほか、債務の本旨に従った履行をしないとき又は債務の履行が不能であるとき。

2 次の各号のいずれかに該当するときは、前項の損害賠償に代えて、受注者は、請負代金額の10分の1に相当する額を違約金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。

- 一 第24又は第25の規定により、履行の完了前にこの契約が解除されたとき。
- 二 履行の完了前に、受注者がその債務の履行を拒否し、又は受注者の責めに帰すべき事由によって受注者の債務について履行不能となったとき。

3 次の各号に掲げる者がこの契約を解除した場合は、前項第2号に該当する場合とみなす。

- 一 受注者について破産手続開始の決定があった場合において、破産法（平成16年法律第75号）の規定により選任された破産管財人
- 二 受注者について更生手続開始の決定があった場合において、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定により選任された管財人
- 三 受注者について再生手続開始の決定があった場合において、民事再生法（平成11年法律第225号）の規定により選任された再生債務者等

4 第1項各号又は第2項各号に定める場合（前項の規定により第2項第2号に該当する

場合とみなされる場合を除く。)がこの契約及び取引上の社会通念に照らして受注者の責めに帰することができない事由によるものであるときは、第1項及び第2項の規定は適用しない。

5 第1項第1号の場合においては、発注者は、請負代金額から役務の履行済部分に相応する請負代金額を控除した額につき、遅延日数に応じ、政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）第8条第1項の規定に基づく、政府契約の支払遅延に対する遅延利息の率（以下「遅延利息率」という。）を乗じて計算した額を請求することができるものとする。

6 第2項の場合（第25第9号及び第11号の規定により、この契約が解除された場合を除く。）において、第23の規定により契約保証金の納付が行われているときは、発注者は、当該契約保証金をもって違約金に充当することができる。

（談合等不正行為があった場合の違約金等）

第33 受注者は、この契約に関して、次の各号のいずれかに該当するときは、契約金額の10分の1に相当する額を違約金として発注者が指定する期日までに支払わなければならない。

一 受注者が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第3条又は第19条の規定に違反し、又は受注者が構成員である事業者団体が同法第8条第1号の規定に違反したことにより公正取引委員会が受注者又は受注者が構成員である事業者団体に対して、同法第49条に規定する排除措置命令又は同法第62条第1項に規定する納付命令を行い、当該命令が確定したとき。ただし、受注者が同法第19条の規定に違反した場合であって当該違反行為が同法第2条第9項の規定に基づく不公正な取引方法（昭和57年公正取引委員会告示第15号）第6項に規定する不当廉売の場合など発注者に金銭的損害が生じない行為として受注者がこれを証明し、その証明を発注者が認めたときは、この限りでない。

二 公正取引委員会が、受注者に対して独占禁止法第7条の4第7項又は第7条の7第3項の規定による課徴金の納付を命じない旨の通知を行ったとき。

三 受注者（受注者が法人の場合にあっては、その役員又は使用人）が刑法（明治40年法律第45号）第96条の6又は独占禁止法第89条第1項若しくは第95条第1項第1号の規定による刑が確定したとき。

2 受注者は、この契約に関して、次の各号のいずれかに該当するときは、契約金額の10分の1に相当する額のほか、契約金額の100分の5に相当する額を違約金として発注者が指定する期日までに支払わなければならない。

一 前項第1号に規定する確定した納付命令における課徴金について、独占禁止法第7条の3第2項又は第3項の規定の適用があるとき。

二 前項第1号に規定する確定した納付命令若しくは排除措置命令又は同項第3号に規定する刑に係る確定判決において、受注者が違反行為の首謀者であることが明らかに

なったとき。

三 前項第2号に規定する通知に係る事件において、受注者が違反行為の首謀者であることが明らかになったとき。

3 受注者は、契約の履行を理由として第1項及び第2項の違約金を免れることができない。

4 第1項及び第2項の規定は、発注者に生じた実際の損害の額が違約金の額を超過する場合において、発注者がその超過分の損害につき賠償を請求することを妨げない。

5 受注者はこの契約に関して、第1項又は第2項の各号のいずれかに該当することとなった場合には、速やかに、当該処分等に係る関係書類を発注者に提出しなければならない。

6 単価契約の場合においては、第1項「契約金額の10分の1に相当する額」とあるのは「契約期間全体の支払総額の10分の1に相当する額」とするものとする。

(受注者の損害賠償請求等)

第34 受注者は、発注者が次の各号のいずれかに該当する場合はこれによって生じた損害の賠償を請求することができる。ただし、当該各号に定める場合がこの契約及び取引上の社会通念に照らして発注者の責めに帰することができない事由によるものであるときは、この限りでない。

一 第28又は第29の規定によりこの契約が解除されたとき。

二 前号に掲げる場合のほか、債務の本旨に従った履行をしないとき又は債務の履行が不能であるとき。

2 第19第2項の規定による請負代金の支払いが遅れた場合においては、受注者は、未受領金額につき、遅延日数に応じ、遅延利息率を乗じて計算した額の遅延利息の支払いを発注者に請求することができる。

(契約不適合責任期間等)

第35 発注者は、役務の履行内容に契約不適合があることを知った時から1年以内にその旨を受注者に通知しないときは、発注者は、その不適合を理由として、履行の追完の請求、代金の減額の請求、損害賠償の請求及び契約の解除（以下この条において「請求等」という。）をすることができない。ただし、受注者が役務の履行の完了時にその不適合を知り、又は重大な過失によって知らなかったときは、この限りでない。

2 前項の通知は、不適合の種類やおおよその範囲を通知する。

3 発注者は、第1項の請求等を行ったときは、当該請求等の根拠となる契約不適合に関し、民法の消滅時効の範囲で、当該請求等以外に必要と認められる請求等を行うことができる。

4 前各項の規定は、契約不適合が受注者の故意又は重過失により生じたものであるときには適用せず、契約不適合に関する受注者の責任については、民法の定めるところによる。

5 役務の履行内容の契約不適合が発注者又は監督職員の指図により生じたものであるときは、発注者は当該契約不適合を理由として、請求等を行うことができない。ただし、受

注者がその指図の不適當であることを知りながらこれを通知しなかったときは、この限りでない。

(賠償金等の徴収)

第 3 6 受注者がこの契約に基づく賠償金、損害金又は違約金を発注者の指定する期間内に支払わないときは、発注者は、その支払わない額に発注者の指定する期間を経過した日から請負代金額支払の日まで年 3 パーセントの割合で計算した利息を付した額と、発注者の支払うべき請負代金額とを相殺し、なお不足があるときは追徴する。

2 前項の追徴をする場合には、発注者は、受注者から遅延日数につき年 3 パーセントの割合で計算した額の延滞金を徴収する。

(補則)

第 3 7 この契約基準に定めのない事項は、必要に応じて発注者と受注者とが協議して定める。